3　いずれの一方の締約国も、附属書Ⅱの自国の表の対象となる措置をこの協定の効力発生の日の後に採用する場合には、他方の締約国の投資家に対し、その国籍を理由として、当該措置が効力を生じた時点で存在する投資財産を売却その他の方法で処分することを要求してはならない。

4　一方の締約国は、この協定の効力発生の日の後に、附属書Ⅰの自国の表に記載する現行の適合しない措置を改正し、若しくは修正する場合又は附属書Ⅱの自国の表に記載する分野、小分野若しくは活動に関する新たな若しくは一層制限的な措置を採用する場合において、他方の締約国の要請があったときは、その要請の後できる限り速やかに当該他方の締約国に対し当該措置の性質に関する情報を提供するものとし、相互の満足を確保することを目的として当該他方の締約国との間で誠実に討議を行う。

5　各締約国は、附属書Ⅰ及び附属書Ⅱの自国の表に掲げる適合しない措置を削減し、又は撤廃する可能性を検討するため、当該適合しない措置を随時見直すことの重要性を認める。

6　第二条及び第三条の規定は、貿易関連知的所有権協定第三条及び第四条の規定に基づく義務の例外又は特別の取扱いとして貿易関連知的所有権協定第三条から第五条までに明示的に規定する範囲内にあるいかなる措置についても、適用しない。

7　第二条、第三条及び前二条の規定は、締約国が政府調達に関して採用し、又は維持するいかなる措置についても、適用しない。

8　両締約国は、この協定の効力発生の時に存在しなかった新たな分野が、この協定の効力発生後にいずれかの締約国において生じ、これに伴い当該締約国がこの協定の附属書の改正を求める場合において、当該締約国による要請があったときは、附属書の改正のための討議を両締約国間で直ちに行うこととする旨の了解を確認する。

9　両締約国は、第二十八条3の規定によるこの協定の附属書の改正を検討するに当たり、両締約国の投資家の投資財産に対する当該改正の影響を考慮する。そのような影響がない場合には、両締約国は、当該附属書を改正するために直ちに討議を開始する。

10　両締約国は、初級又は中級の従業員に対する国籍又は居住に関する要求であって、両締約国の法律の無差別な適用によって課され、又は強制されるものは、第二条、第三条又は前条の規定に適合しない措置とはみなされない旨の了解を確認する。

11　両締約国は、出入国管理若しくは移住に係る事項、一方の締約国の自然人による他方の締約国の領域への入国若しくはその領域における一時的な滞在を規律する措置又は自然人の移動についてこの協定が適用されない旨の了解を確認する。

第九条　透明性

1　各締約国は、自国の法令、行政上の手続、一般に適用される行政上及び裁判所の決定並びに国際協定であって、この協定の実施及び運用に関連し、又は影響を及ぼすものを速やかに公表し、又は公に入手可能なものとする。

2　一方の締約国は、他方の締約国の要請があった場合には、1に規定する事項に関して、速やかに、当該他方の締約国の個別の質問に応じ、及び当該他方の締約国に対して情報を提供する。

3　1及び2の規定は、締約国に対し、秘密の情報であって、その開示が法令の実施を妨げ、若しくは公共の利益に反することとなり、又はプライバシー若しくは正当な商業上の利益を害することとなるものの開示を義務付けるものと解してはならない。

第十条　特別な手続及び情報の要求

1　第二条のいかなる規定も、一方の締約国が自国の領域における他方の締約国の投資家の投資活動に関して特別な手続（登録の要件に従うこと、当該投資家が当該一方の締約国の居住者でなければならないとの要件に従うこと等）を定める措置を採用し、又は維持することを妨げるものと解してはならない。ただし、当該手続は、この協定に基づく当該投資家の権利を実質的に害するものであってはならない。

2　第二条及び第三条の規定にかかわらず、一方の締約国は、他方の締約国の投資家又はその投資財産に対し、専ら参考情報として入手すること又は統計を収集することを目的として、当該他方の締約国の投資家の投資財産に関する情報を提供することを求めることができる。当該一方の締約国は、当該情報のうち秘密のものについては、当該他方の締約国の投資家又はその投資財産の競争上の立場を害することとなる開示から保護する。この2のいかなる規定も、一方の締約国が自国の法令の衡平かつ誠実な適用に関連して他の方法により情報を入手し、又は開示することを妨げるものと解してはならない。

第十一条　収用及び補償

1　いずれの一方の締約国も、自国の領域にある他方の締約国の投資家の投資財産の収用若しくは国有化又はこれに対する収用若しくは国有化と同等の措置（以下「収用」という。）を実施してはならない。ただし、次の全ての要件を満たす場合は、この限りでない。

(a)　公共の目的のためのものであること。

(b)　差別的なものでないこと。

(c)　2から4までの規定に従って迅速、適当かつ実効的な補償の支払を伴うものであること。

(d)　一方の締約国の国内法令に定める手続及び国際的に認められている基本的な規則に従って実施するものであること。

(e)　影響を受ける投資家が、当該収用を行う締約国の法律に基づき、当該締約国の司法当局その他の独立した当局により、当該収用の合法性及び自己の投資財産の評価に関し、この条に定める原則に従って速やかな審査を受ける権利を有すること。

2　補償は、収用が公表された時の直前又は収用が行われた時の直前のいずれか早い方の時における収用された投資財産の公正な市場価格に相当するものでなければならない。公正な市場価格には、収用が事前に公に知られることにより生じた価格の変化を反映させてはならない。

3　補償については、遅滞なく支払うものとし、収用の日から支払の日までに発生した商業的に妥当な金利に基づく利子を含むものとし、実際に換価すること及び自由に移転することができるものとする。

4　支払は、自由利用可能通貨で行われるものとし、支払われる補償には、収用の日から支払の日までに発生した利子であって、当該自由利用可能通貨についての商業的に妥当な金利に基づくものを含める。

5　この条の規定は、貿易関連知的所有権協定に基づく知的財産権の使用に関する締約国の許諾については、適用しない。

第十二条　損失又は損害に対する補償

1　一方の締約国は、武力紛争又は自国の領域における革命、暴動、国内争乱若しくはこれらに類する事件その他の緊急事態により、自国の領域にある投資財産に関して損失又は損害を被った他方の締約国の投資家に対し、原状回復、損害賠償、補償その他の解決方法に関し、自国の投資家又は第三国の投資家に与える待遇のうち当該他方の締約国の投資家にとっていずれか有利なものよりも不利でない待遇を与える。

2　1に規定する解決方法の手段としての支払が行われる場合には、当該支払については、実際に換価すること、自由に移転すること及び市場における為替相場により自由利用可能通貨に自由に交換することができるものとする。

3　いずれの一方の締約国も、第十五条2の規定に従ってとる措置を理由として、1の規定に基づく義務を免除されない。

第十三条　代位

1　一方の締約国又はその指定する機関が、自国の投資家に対し、他方の締約国の領域にある当該投資家の投資財産に関連する損害の塡補に係る契約、保証契約又は保険契約に基づいて支払を行う場合には、当該他方の締約国は、次の事項の承認を行う。

(a)　当該支払の前提となった、当該投資財産に関する当該投資家の権利又は請求権を当該一方の締約国又はその指定する機関へ移転すること。

(b)　当該一方の締約国又はその指定する機関が、代位により、当該投資家の当初の権利又は請求権と内容及び範囲において同じ権利又は請求権を行使する権利を有すること。

2　一方の締約国又はその指定する機関は、いかなる状況の下においても、次に掲げる待遇又は支払について、1に規定する投資家がこの協定に基づき投資財産に関して受ける待遇又は支払と同一のものを受ける権利を有する。

(a)　1に規定する移転によって取得した権利及び請求権に関する待遇

(b)　(a)に規定する権利及び請求権に基づく支払